

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯へ特別給付金を支給します。

▽支給対象者 表1の所得要件のいずれかに該当し、表2の養育要件のいずれかに該当する方

※すでにひとり親世帯分の支給を受けた方は対象外

▽支給額 児童一人当たり一律5万円

▽受付日時 7月1日(木)～令和3年2月28日(月) 午前8時～午後1時、5時～15時30分(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

▽申込み・問合せ 子ども政策課子ども政策係、五日市出張所市民総合窓口係(受付のみ)

表1

所得要件
①令和3年度分の市民税均等割が非課税の方
②上記①に該当する方以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税であると同様の事情にあると認められる方

表2

養育要件	所得要件が①の場合の申請の有無 (※②の場合は申請が必要です)	支給時期
①令和3年4月分の児童手当受給者(公務員でない方)	不要	7月初旬頃
②令和3年4月分の児童手当受給者(公務員の方)	必要	申請受付後順次
③令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方(公務員でない方)	不要	認定後順次
④令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格または額改定の認定を受けた方(公務員の方)	必要	申請受付後順次
⑤令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者	不要	7月初旬頃
⑥令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格または額改定の認定を受けた方	不要	認定後順次
⑦上記①～⑥のいずれにも該当しない方で、令和3年3月31日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方、または令和3年4月1日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方	必要	申請受付後順次

スマートフォンで簡単に、市のごみの分別を調べられるアプリが配信を開始しています。ごみの種類ごとに、収集日を事前通知する機能があるほか、有料ごみ袋、粗大ごみ処理券(シート)の販売店の位置情報を表示できる機能もあります。分別に迷うものを検索する機能が充実し、ごみとサイクルに関する知識を学ぶクイズも用意しています。



## あきる野市「さんあくる」の配信開始

▽費用 無料(iPhone版、Android版あり)

▽その他 App Store、Playストアから「さんあくる」と検索し、ダウンロードするか、次コードを読み取り、ダウンロードしてください。

Android版

iPhone版



▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

## 感謝状の贈呈



長年にわたりあきる野市防災・安心地域委員会の本部役員として、市が推進する「災害に つよいまちづくり」に貢献された方に感謝状を贈呈しました。

●大久保春彦さん(増戸地区)

▽問合せ 地域防災課防災係

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給



社会福祉協議会が実施している総合支援資金の再貸付を終了した、または再貸付が不決定となった世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯に支給します。

▽締切り 8月31日(火)まで

▽申込み・問合せ 生活福祉課生活福祉係(直通558・1927)

## 介護保険料額決定通知書を送ります

65歳以上の方(第1号被保険者)を対象に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。介護保険料の納め方など、詳しくは、通知書をご覧ください。



## 介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険施設への入所やショートステイの利用の際、所得状況などで食費と居住費が減額される認定証は、毎年8月に更新します。現在、認定証をお持ちの方には、更新申請書を送付したので確認してください。新たに認定証が必要な方の申請も受け付けています(8月から、対象者の要件などが変わります)。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	1,000万円(夫婦は2,000万円)以下
第2段階	年金収入等とその他の合計所得金額が80万円以下の方	650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税非課税	年金収入等とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②		年金収入等とその他の合計所得金額が120万円超の方

▽申請方法 申請用紙、預金通帳などの写しをお持ちの上、窓口で申請してください。

▽申請・問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが一定程度減少した第1号被保険者は、介護保険料が減免される場合があります。減免の申請を希望される場合は、相談してください。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)